

ひと、くらし、みらいのために



担 当	函館公共職業安定所
	所 長 杉本 秀司
	雇用開発部長 杉村 雅通
	電話 (0138) 88-1317

函館公共職業安定所 発表  
令和3年1月19日(火)

## 令和2年 障害者雇用状況の集計結果

(令和2年6月1日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況についてハローワークへの報告を求めています。

函館公共職業安定所管内の令和2年6月1日現在における「障害者雇用状況」集計結果をこのほど取りまとめましたので、公表します。

### I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		函館	北海道	全国	函館	北海道	全国
民間企業	% 2.2	% 2.23	% 2.35	% 2.15	% 49.6	% 50.9	% 48.6
地方公共団体の機関	% 2.5	% 2.40	% 2.37	% 2.54	% 84.2	% 67.1	% 72.2
独立行政法人等	% 2.5	% 2.52	% 2.64	% 2.64	% 100.0	% 83.3	% 78.8

◎ 集計結果のポイント

【管内民間企業（45.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.2%）

- 集計企業数は258社（対前年比3.4%、9社減少）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は34,079.5人（対前年比2.4%、850.0人減少）
- 雇用されている障害者の数は760.0人（対前年比3.7%、27.0人増加）
- 実雇用率は2.23%（対前年比0.13ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は49.6%（対前年比0.6ポイント低下）

【公的機関】（法定雇用率2.5%）

- 地方公共団体等の公的機関数は19機関
- 雇用率の算定基礎となる対象職員数は5,976.5人（対前年比14.7%、764.5人増加）
- 雇用されている障害者の数は143.5人（対前年比11.2%、14.5人増加）
- 実雇用率は2.40%（対前年比0.08ポイント低下）
- 法定雇用率達成割合は84.2%（対前年比5.3ポイント上昇）

【独立行政法人等】（法定雇用率2.5%）

- 実雇用率は2.52%（対前年比0.01ポイント低下）
- 法定雇用率達成機関の割合は100%（対前年変動なし）

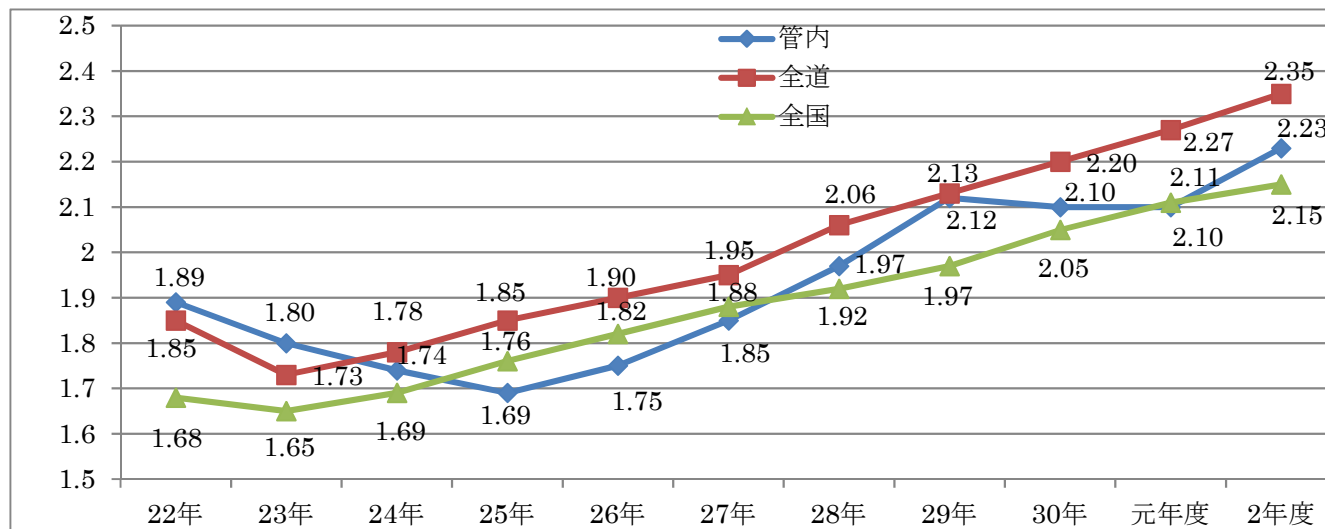
## Ⅱ 民間企業における雇用状況

第1表 民間企業における雇用状況

区分	① 対象 企業数	② 達成 企業 数	③ 対 象 労 働 者 数  (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率  (%)	⑥ 雇用 率達 成企 業割 合  (%)	
				A 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者  (人)	B 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間労働 者  (人)	C 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者  (人)	D 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者で ある短時 間労働者  (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$  (人)			
函 館	2年	258	128	34,079.5	124	21	444	94	760.0	2.23	49.6
	元年	267	134	34,929.5	128	20	412	90	733.0	2.10	50.2
北海道	2年	3,734	1,900	663,250.0	2,708	487	8,606	2,131	15,574.5	2.35	50.9
	元年	3,735	1,883	658,720.0	2,686	491	8,159	1,895	14,969.5	2.27	50.4
全 国	2年	102,698	49,956	26,866,997.0	122,795	17,084	291,126	48,984	578,292.0	2.15	48.6
	元年	101,889	48,898	26,585,858.0	121,377	16,845	278,430	45,159	560,608.5	2.11	48.0

- 注) 1 ③欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ④A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては1人分とカウントしている。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
  - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

第2表 障害者実雇用率の推移



(1)障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数を障害種別で見ると、身体障害者数は442.5人で、前年比1.2%(5.5人)減、知的障害者数は250.5人で、同10.4%(23.5人)増、精神障害者数は67.0人で、同15.5%(9.0人)増加し、精神障害者の増加の割合が高くなっている。

第3表 障害種別の雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A 精神障害者	B 精神障害者である短時間労働者	C Bのうち注4に該当する労働者	D 計 $A + (B - C) \times 0.5 + C$	
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
函館	2年	760.0	102	19	198	43	442.5	22	2	183	43	250.5	48	23	15	67.0
	元年	733.0	102	19	203	44	448.0	26	1	154	40	227.0	48	13	7	58.0
北海道	2年	15,574.5	2,453	415	3,765	696	9,434.0	255	72	3,015	998	4,096.0	1,391	872	435	2,044.5
	元年	14,969.5	2,415	409	3,773	697	9,360.5	271	82	2,775	875	3,836.5	1,254	680	357	1,772.5
全国	2年	578,292.0	101,767	12,679	131,125	17,462	356,069.0	21,028	4,405	77,885	19,722	134,207.0	67,801	26,115	14,315	88,016.0
	元年	560,608.5	100,840	12,501	131,503	16,900	354,134.0	20,537	4,344	73,679	18,572	128,383.0	59,737	23,198	13,511	78,091.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- 4 精神障害者である短時間労働者であっても次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
  - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者で、同日以後に精神保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30日時間以上を労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

実雇用率を企業規模別で見ると、「100～300人未満規模」が2.62%と最も高く、次いで「45.5～100人未満規模」が2.05%となっている。一方で、「300～500人未満規模」が最も低く1.99%となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「100～300人未満規模」が59.0%と最も高く、「300～500人未満規模」が最も低く36.8%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「500人以上規模」で低下し、それ以外の企業では上昇となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「45.5～100人未満規模」、「500人以上規模」の企業で上昇し、「100～300人未満規模」、「300～500人未満規模」で低下となっている。

雇用されている障害者数は、「45.5人～100人未満規模」で前年比8.5人増、「100～300人未満規模」で同10.5人増、「300～500人未満規模」で同6人増、「500人以上規模」で同2人増、合計では同27人の増加となっている。

第4表 企業規模別の雇用状況

区 分	① 対 象 企 業 数	② 達 成 企 業 数	③ 対 象 労 働 者 数  (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率  (%)	⑥ 雇用率 達成企 業割合  (%)	
				A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者  (人)	B 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者  (人)	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者  (人)	D 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間労 働者  (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$  (人)			
45.5～ 100人未満	2年	147	68	9,645.5	33	6	116	19	197.5	2.05	46.3
	元年	152	67	10,000.0	40	4	94	22	189.0	1.89	44.1
100～ 300人未満	2年	83	49	11,580.0	42	6	199	28	303.0	2.62	59.0
	元年	89	55	12,812.5	42	5	190	27	292.5	2.28	61.8
300～ 500人未満	2年	19	7	6,026.0	25	4	58	16	120.0	1.99	36.8
	元年	18	9	5,908.5	23	7	53	16	114.0	1.93	50.0
500人 以上	2年	9	4	6,828.0	24	5	71	31	139.5	2.04	44.4
	元年	8	3	6,208.5	23	4	75	25	137.5	2.21	37.5
合計	2年	258	128	34,079.5	124	21	444	94	760.0	2.23	49.6
	元年	267	134	34,929.5	128	20	412	90	733.0	2.10	50.2

注) 第1表と同じ

(3) 産業別雇用状況

実雇用率を産業別にみると、「運輸業」が2.91%と最も高く、次いで「サービス業」の2.58%となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「運輸業」で61.9%と最も高く、次いで「製造業」の59.3%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「運輸業」、「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」、「医療・福祉」、「その他」の業種で上昇し、それ以外の業種では低下した。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「製造業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「その他」の業種で上昇し、それ以外の業種では低下した。

雇用されている障害者数は、「医療・福祉」、「その他」の業種では増加し、それ以外の業種では減少した。

第5表 産業別の雇用状況

区分	① 対象 企業 数	② 達成 企業数	③ 対 象 労 働 者 数  (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率  (%)	⑥ 雇用率 達成企 業割合  (%)	
				A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者  (人)	B 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者  (人)	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者  (人)	D 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間労 働者  (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$  (人)			
製造業	2年	59	35	6,329.0	29	2	85	4	147.0	2.32	59.3
	元年	56	32	6,828.5	35	2	87	8	163.0	2.39	57.1
運輸業	2年	21	13	1,910.0	14	2	24	3	55.5	2.91	61.9
	元年	23	14	2,226.0	14	2	26	4	58.0	2.61	60.9
卸 売 小売業	2年	42	17	6,205.5	15	3	67	16	108.0	1.74	40.5
	元年	48	19	6,651.0	14	3	75	15	113.5	1.71	39.6
飲食店 宿泊業	2年	9	3	1,051.0	0	2	16	3	19.5	1.86	33.3
	元年	13	5	1,414.5	1	1	17	9	24.5	1.73	38.5
医 療 福 祉	2年	72	34	11,965.0	34	10	180	39	277.5	2.32	47.2
	元年	70	36	11,004.5	32	7	132	34	220.0	2.00	51.4
サービス業	2年	17	10	2,556.0	8	2	38	20	66.0	2.58	58.8
	元年	17	13	2,539.5	8	4	42	14	69.0	2.72	76.5
その他	2年	38	16	4,063.0	24	0	34	9	86.5	2.13	42.1
	元年	40	15	4,265.5	24	1	33	6	85.0	1.99	37.5
合計	2年	258	128	34,079.5	124	21	444	94	760.0	2.23	49.6
	元年	267	134	34,929.5	128	20	412	90	733.0	2.10	50.2

注) 第1表と同じ「その他」は建設業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・技術サービス業、生活関連サ

### Ⅲ 地方公共団体等の機関における雇用状況

地方公共団体等の機関における雇用状況をみると、雇用されている障害者数は**143.5人**（対前年14.5人増）、実雇用率は**2.40%**となり、前年から**0.08ポイント**低下した。

法定雇用率2.5%が適用される機関の在職状況（概況）（各年6月1日現在）

区分	① 機関数  (機関)	② 対象職員数  (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率  (%)	⑤ 法定雇用率達成機関の数  (機関)	⑥ 達成割合  (%)	
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者  (人)	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員  (人)	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者  (人)	D 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員  (人)	E 計 A×2+B+C+D×0.5  (人)				
函館	2年	19	5,976.5	33	2	74	3	143.5	2.40	16	84.2
	元年	19	5,212.0	29	3	63	10	129.0	2.48	15	78.9
北海道	2年	222	76,893.0	520	34	720	50	1,819.0	2.37	149	67.1
	元年	217	70,018.0	485	53	649	62	1,703.0	2.43	163	75.1
全国	2年	2,669	1,987,125.5	12,101	1,149	24,159	1,899	50,459.5	2.54	1,927	72.2
	元年	2,643	1,874,318.5	11,409	1,081	20,803	1,772	45,588.0	2.43	1,915	72.5

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当数（旧除外職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A欄及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B欄及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 法定雇用率2.5%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び法定雇用率2.4%適用機関である都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会以外の市町村の教育委員会である。
- 6 全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

事業主のみなさまへ

## 令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

**留意点** 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ **従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

### Q & A

**Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）  
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、  
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。  
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>